

西尾市社協ヘルパーステーションきら（訪問介護相当サービス等）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人西尾市社会福祉協議会が運営する西尾市社協ヘルパーステーションきら（以下「事業所」という。）が行う訪問介護相当サービス・生活支援訪問型サービス（一体型）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（訪問介護相当サービスの運営の方針）

第2条 訪問介護相当サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握をし、その結果を地域包括支援センターへ報告することとする。

3 訪問介護相当サービスの提供にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（生活支援訪問型サービス（一体型）の運営の方針）

第3条 生活支援訪問型サービス（一体型）の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、意欲を高める適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うものとする。

2 生活支援訪問型サービス（一体型）を実施するにあたり、必要に応じて、利用者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた生活支援訪問型サービス計画を作成し、生活支援訪問型サービス計画の実施状況の把握及びその結果を地域包括支援センターへ報告することとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西尾市社協ヘルパーステーションきら
- (2) 所在地 西尾市吉良町吉田大切間17番地3

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	員 数
管理者	介護福祉士	1人
サービス提供責任者	介護福祉士	1人以上
訪問介護員	介護福祉士等	2. 5人以上（常勤換算）
事務職員		1人

(1) 管理者

管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護相当サービス計画・生活支援訪問型サービス計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、事業の提供にあたる。

(4) 事務職員

必要な事務を行う。

（営業日、営業時間及びサービス提供時間）

第6条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(3) サービス提供時間 午前8時から午後6時までとする。

（サービスの内容及び利用料等）

第7条 訪問介護相当サービスの内容は生活援助等（身体介護含む）とし、訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、西尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 生活支援訪問型サービス（一体型）の内容は生活支援等（身体介護除く）とし、生活支援訪問型サービス（一体型）を提供した場合の利用料の額は、西尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

3 第9条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を超える地点から、片道5キロメートル未満 300円

(2) 通常の事業の実施地域を超える地点から、片道5キロメートル以上 400円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、西尾市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生またはその再発を防止するための措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するために研修を年1回以上実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所訪問介護員等または擁護者（利用者や家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを西尾市に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人西尾市社会福祉協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。